

【図表 2】 根拠法令別に見た SPV の法的形態

形態	一般法	特別法
会社型	特別目的会社 〔国内〕 合同会社、株式会社 （会社法） 〔海外〕 SPC（外国の法律）	特定目的会社（資産流動化法） 投資法人（投資信託法）
信託型	信託（信託法、信託業法）	特定目的信託（資産流動化法） 投資信託（投資信託法）
組合理	匿名組合（商法） 任意組合（民法）	匿名組合（不動産特定共同事業法） 任意組合（不動産特定共同事業法）

（資料） みずほ信託銀行・前掲注 6 48 頁を基に一部加工

（注） 投資信託法および不動産特定共同事業法は資産運用型の投資スキームを前提とする法律であり、資産流動型となる医療機関の資産流動化には用いられないものと考えられる。

b) 組成される金融商品

投資家向けに組成される金融商品の形態にも複数のものがある。SPV にとって負債（debt）としての調達となるのか、資本（equity）としての調達となるのかに大別される。資産流動化法に基づく流動化のスキームであって、かつ特定目的会社でなければ優先出資証券を発行できないというように、SPV の設立の根拠となる法律と SPV の法的形態の違いによっては組成できない金融商品も生じる。

金融商品として見ると、SPV にとっての負債と認識できるものにノンリコースローン、社債、特定社債、特定約束手形などがあり、SPV にとっての資本と認識できるものに優先出資証券、匿名組合出資などがある。これらのうち、特定社債、特定約束手形、優先出資証券は、資産流動化法に基づいて特定目的会社が発行するものである。

〔ABS〕

ABS（Asset Backed Securities）は、一般的には資産担保証券と言われる。オリジネーターから SPV に譲渡された資産を裏付けとして発行される証券であり、社債券、特定社債券、優先出資証券がある。資産流動化法に基づく特定目的会社が発行するものが特定社債券、優先出資証券であり、資産流動化法に基づく SPV 以外の SPV の発行するものが社債券である。なお、社債については、会社法 676 条以下が規定している。

〔ABCP〕

ABCP（Asset Backed Commercial Paper）は、一般的には資産担保 CP と言われる。CP は、企業が資金調達を目的に振り出す約束手形である。約束手形は、多くは商取引の決済の手段として利用されるが、CP はもっぱら資金調達を目的に振り出された約束手形である。ABCP は、オリジネーターから SPV に譲渡された資産を裏付けとして振り出される約束手形であり、受取人は投資家ということになる。

CP は、金融商品取引法上の有価証券である（金融商品取引法 2 条 1 項 15 号）。

〔ノンリコースローン〕

ノンリコースローン（非遡及型融資）とは、融資の対象となる資産とそれが生み出すキャッシュフローのみを返済原資とする融資である。債務者の有する他の資産を回収原資としな